



北谷町指定ごみ袋の不足とその対応について

中東情勢の影響を受け、指定ごみ袋の安定的な供給が困難となる見通しとなっております。
そのため、北谷町における家庭ごみの出し方を一時的に緩和しますので、次のとおりご確認とご対応をお願いします。

北谷町民の皆様におかれましては、ご心配とご不便をおかけしますが、引き続き、ごみの減量化に取り組んでいただくとともに、指定ごみ袋の過度なご購入はお控えいただくようお願いいたします。

○家庭ごみの出し方の緩和について

指定ごみ袋を購入できない場合には、市販の透明袋・半透明袋(中身が確認できるもの)で、燃やせるごみと、燃やせないごみを出すことができます。

※資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみについては、通常通りの収集となります。

※事業系ごみについては、通常通りの収集となります。

○実施期間

令和8年5月18日(月曜日)から当面の間

※指定ごみ袋の安定供給が可能となるまでの一時的な措置とし、終了時期は改めてお知らせします。

○使用できる袋

中身が確認できる透明袋・半透明袋とし、ごみの飛散防止や収集作業を考慮し、次の目安の容量の袋とします。麻袋や、トン袋、黒色等の色付きの袋は使用できません。

・容量の目安

指定ごみ袋(大)相当の 45L サイズ

指定ごみ袋(中)相当の 30L サイズ

指定ごみ袋(小)相当の 20L サイズ

※小さすぎる袋(レジ袋等)は、飛散する恐れがあるため、使用しないようお願いします。

中身が確認できる透明袋・半透明袋 ⇒ 収集します！



中身が確認できない色付きの袋 ⇒ 収集しません！



○注意事項

- ・ごみの分別方法、収集日、収集場所、1回5袋までというルールは、変更ありません。
- ・その他詳細は、北谷町公式ホームページをご確認ください。

北谷町公式ホームページ

<https://www.chatan.jp/>



※ページ内における「【お知らせ】北谷町指定ごみ袋の不足とその対応について」を検索、もしくは、右記のQRコードを読み込むとご確認いただけます。

お問い合わせ先

北谷町 保健衛生課 環境衛生係

電話:098-982-7033

FAX:098-936-4440